

鳥取縣公報

昭和二十六年一月二十二日
号 外 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

公 告

◆鳥取縣監査公告第四十五号

地方自治法第二百四十二条に基き昭和二十四年度歳入、歳出決算審査を執行し、その概況並に意見書を知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年一月二十二日

鳥取縣監査委員	岸	本	政	嘉
同	保	木	徳	太郎
同	柳	谷	繁	良
	倉	谷	保	逸

審査の結果から見た決算の概況

今回審査した昭和二十四年度決算を前年度に比べると予算額において凡そ四億七千万円を膨脹し二十八億一千余万円、決算額は歳入歳出共に六億円前後を増大して二十一億余円を示しているが、終戦以來年を重ねる毎に加速度的に膨脹しきる年毎に「本縣未會有の決算額」との言葉を反覆せざるを得ない状況であつて当年度もまさにその通りと謂わ

01053

なければならない。

さてこの決算の審査に當つては先ず縣議会で議決された予算の精神に則つて執行されてきたか、又縣民のために効果的にしかも正當に執行されてきたかどうか、と謂つた点に重大関心をもつて慎重に審査してきたのであるが、その結果は略々予算目的に副つて正當に執行し尙数千万円の剩余金を残して結末をつけたことは結構である。殊にその間財政当局並びに出納當局は財源の確保、收支の均衡、常時の資金繰り或いは適正出納と謂つた点につき、苦心苦労のあつたことゝ推察されその勞を多とするものである。

次に当決算の審査結果について細かく申せば種々と難点はあるが、これを総括的に謂えば大体次のようなことがらを指摘することができる。

一、諸法令に基づく國の機關委任、或いは團體委任によつて当然爲さなければならない事務事業とか、又國の施策、方針に順応した事務事業が今猶大半を占めており從つて國庫からの補助金、負担金も例年以上に多額の交付を受けている。

一、從つてこれ等事務事業を遂行するための裏付経費に汲々としていて、縣稅を初め縣獨自の諸收入の多くをこれに充て縣個有の事務事業には重點的に經費を投じかねているようでこれと謂つた目新しいものは少いようである。これは當年度においては行財政ともに、未だ縣の自主自律的な実態におかれていなことを示すものであり、且亦貧弱縣財政の然らしむる処でもあろう。

一、縣個有事務事業の中の主なるものは概ね別表の通りであつて、各部面にわたり相当数あるが大体に總花的であり勢い経費が貧弱に陥らざるを得ず重点性を失つてゐる感が深い又内容について仔細に検討するに旅費及び事務雜費に終始していると見られるものがあり從つて事業実績の点においてどうかと思われるものがないでもない。

01054

尙縣費による各種補助々成金支出の事業項目が少くないようである。

一、地区開拓事業、民有林施業案編成事業等の如く事業の進展が埗々しくないものもあり尙これに直接関連せる事務事業にも影響を与えてゐるものがある。

一、事務事業にして二十五年度への繰越は概ね事情已むを得ないと認めたが前記の如き状況に影響を受けて繰越されたものも若干ある。

一、予算編成に際し國庫補助その他の財源を余り過大視し或いは不確実なものを予算化しているので結果において相當な予算不執行額を出しているものが多いし、又幸いに財源を得ていながら徒らに予算不執行として残してゐるものも若干ある。又中に過大な見積りや不確実な財源を当てにして遂に歳入欠陥を生ぜしめているものもある。尙これらについて事業分量と人件費と比較検討すると著しく非能率となつてゐる部面の見られるものもあるがこれらは何れも改善すべきことがらである。

一、各種試験研究機関或いは他の特定事業にして縣の財政上獨立採算的予算形態を強いられ、又当事者側も一応それを承知の上で收支の計画予算化をしているが、さて事業の実行段階に至つて予期通りの成果は得られず、多額の執行減を生じその結果徒らに予算を膨脹せしめているものがあちこちにある。

凡そ以上の如く尙注意を要することがらや改善事項はあるが、しかし決算額については、正當なるものと認めた次第である。たゞ当決算中に、ろう学校不詳事件によつて一百十一万四千余円の失損を印していくことは遺憾であつて、近年の決算にない汚点と謂わなければならぬ。

尙次に順を追つて一般会計及特別会計夫々の決算審査状況を記載することにする。

單獨縣費主要事業一覽表

貿易事業	觀光事業	物產斡旋事業	地下資源調查研究事業	米子產業博覽會準備工作費	商工組合中央金庫積立金	(主として補助金及事務雜費)
農道整備事業	(同)	調查旅費及び事務雜費	(同)	調査旅費及び事務雜費	(積立資金)	(同として補助々成金)
農業水利改良事業	(同)	補助金	(同)	補助金	四十九万円	五十六万円
農業倉庫施設事業	(同)		(同)		六百十一万円	一百九十五万円(万円未済省略以下同じ)
大山國立公園施設事業	(同)		(同)		一千萬円	
縣有林事業	(同)	人夫賃施設費及び補助交付金		三百八十五万円	五百八十九万円	
縣行造林事業	(同)	工事費		二百十九万円	一百六十一万円	
公有林野分收造林事業	(同)	補助負担金		一百二十二万円	一百五十五万円	
椎茸生產獎勵事業	(同)	補助金		一百四十四万円	一百二十六万円	
農業病虫害防除對策事業	(同)	補助々成金		一百十二万円		

01058

01057

砂防堰堤修築事業

(主として工事請負費)

六十五萬円

工業試驗場復旧事業

二百萬円

水產試驗場復旧事業

一百六十九萬円

外に工業、水產、農事、種畜の各試驗場及び畜産、農產加工場並に經營傳習農場等の如き常設的試驗研究機關に対する縣費支出額

計

約一千六百萬円

決 算 の 狀 況

一、昭和二十四年度一般会計決算額

歳 入	二十一億六千九百六十五万六千八百九十一円六十四錢
歳 出	二十一億一千五百四十二万六千五百七十六円五錢

差 引	五千四百二十三万三百十五円五十九錢
内	ろう学校不正事件失損額

差 引 剰余金	五千三百十一万五千六百五十七円五十九錢
内	一般事業繰越財源

内	五百七十四万六千三百四十五円
(米子保健所再建費 同細菌検査所建設費 建設業法施行費 民有林施業案編成費 (寄附金)	一百十一万四千六百五十八円

未收四十五万円を除く)	一百十一万四千六百五十八円
-------------	---------------

再差引純剰余金	四千七百三十六万九千三百十二円五十九錢
---------	---------------------

01058

二、右純剰余金を生じた主なる原因は次の通りである

(A) 予算額に比し著しく增收となつてゐるもの (千円未満省略)

縣 延 運 用 稅	滯 金	利 子	稅
年 度 收 入	一百六十八万七千余円	二百十二万六千余円	一百六十一万余円
雜 計	七百三十九万余円	七十二万二千余円	七百三十九万余円
	一千三百四十五万一千余円		

(B) 財源はあるも多額の支出不要額を生じてゐるもの (千円未満省略)

一般縣職員給及需要費	三百十八万余円
一般縣職員の恩給及退隸料	三百五十九万余円
保健所運營費(除職員費)	三十六万余円
鼠族昆蟲驅除費	七十五万余円

徵 稅 費	一百六十八万六千余円
第一回宝くじ獎金支払額	九十七万七千余円
労働会館設置補助金	五十万円

過 年 度 支 出 金	一千二百五万三千余円
計	一千二百五万三千余円

(C) 事情により年度内に執行し得ず又は翌年度の特定財源とする目的を以つて二十五年度へ繰越しているもの

教育振興施設費

(財源受入済)
(寄附金及縣費)

九十六万七千余円

重要物資需給調整費

(財源受入済)
(國庫補助金及年數料)

六十三万六千余円

開拓財産壳渡事務費

(右)
(國庫補助金及縣費)

八十七万一千余円

開拓用地取得事務費

(右)
(縣費)

六十三万九千余円

未墾地關係訴訟費

(右)
(同)

七万二千余円

土木事業振興費

(右)
(土木建築設計手數料)

五十一万余円

災害防除砂除事業費

(右)
(水利使用料)

十四万六千余円

縣債償還費

(右)
(右二十二年度借入職員給与改善費充当分)

七十一万七千余円

市町村吏員恩給組合交付金

(右)
(同)

一千一百八十八万四千余円

第二回宝くじ發行費(壳上金)

(右)
(同)

六百四十万四千余円

第二回宝くじ發行費(壳上金)

(右)
(同)

一百三十万六千余円

01060

農地調整費(財源受入済)

(國庫補助金)

四十二万円

計

二千五百四十一万七千余円

(D) その他に歳入金中自然增收分及歳出金中自然残余額を生じたものが相当額あるも米子博覽会立替金一千一百万円が年度内に収納されなかつたため相殺されることとなる。

尙前年度(二十三年)と比較した決算上の増加額

歳 入 五億九千六十八万九千二百四十九円六十九錢

歳 出 六億五千三百十三万四千五六円六十五錢

三、昭和二十四年度特別会計決算額(災害救助基金外)(十会計)

歳 入 一億一百七十八万九千二百一円三十四錢(一般会計よりの繰入金を含む)

歳 出 九千九百三十九万九千七百七十七円八錢

差引剩余金 二百三十八万九千四百二十四円二十六錢

一般会計歳入

当初予算額 二十四億三千九十六万円

追加更正予算額 三億八千五百二十四万二千六百五十四円

予算額現計 二十八億一千六百二十万二千六百五十四円

01061

(二) 歳入決算額の内容を大別すると
 (千円未満省略) 歳入決算額に対する百分比

國庫補助金及負担金	七億九千九百六十八万九千円	三六、九%
配付税	四億一千五百十四万三千円	一九、一%
縣起債收入	二億三千三百万円	一〇、七%
縣自体の稅收入	三億八千九百八十四万九千円	一八、〇%
前年度繰越金	一億一千六百六十七万六千円	五、四%
その他稅外諸收入	二億一千五百二十九万九千円	九、九%

國庫えの依存率六七%であるが二十三年度七五%二十二年度八六%であり漸次低下しつゝある。
 (一) 歳入金中予算額に比し著しく減收(△印)或いは增收となつてゐるもの
 ○天神川千代川改修費並に同災害復旧費の負担金及境港修築費負担金 △一千四百十七万六千余円
 縣債に財源を求めるも起債不許可となつたための減收但し二十五年度(四月)に縣費を以つて納付している。

○小学校費負担金 △二百五十四万三千余円
 ○中學校費同 △一千六十万一千余円

國に対する二十三年度分の精算返納額として小學校費負担金一百三十三万余円、中學校費負担金五百六十二

01062

万五千余円を二十四年度交付金を以つて相殺交付されているので実質的減收はそれだけ少額である、尙その差額の減收は教職員年末手当負担金(六百二十八万余円)を全然交付受けていない爲め且職員現給額より文部省基準額が低額の爲めによる減收(六百八十六万余円)

○特殊學校負担金

盲、及ろう學校保母設置費に対する國の負担金であるが國の設置員数は多く見て補助交付されたるも生徒が積善學園に吸收されたため學校としては設置の要なく増收の結果となる。

○教員検定手數料

△六十九万一千余円

現職教職員の検定は二十六年三月迄の猶予期間があるので二十四年度は受検者が全然なかつたための減收
 ○教育職員共済組合費補助金

教職員の退職等のため減員に伴う実績上の國庫補助減收

△七十三万四千余円

○授業料

△一百三十一万五千余円

七千余円使用率の改定増による增收

△四百六十八万四千余円

○生産物売扱代金

工業試驗場に対する予算見積過大によるもの(未收七十二万円を含む)

△二百八十六万三千余円

温泉地利用畜産加工所に対する予算見積過大によるもの

△二十四万二千余円

種畜場の生産物値下りによるもの

農産加工所の生産物値下りと設備の不充実に起因したもの

農事試験場青物試験研究による生産低下によるもの

縣營牧場割木生産売扱は採算がたなかつたための減收

有畜營農指導所に対する予算見積過大によるもの

繩検定所に於ける繩價の値下りによるのと繩糸業務の縮少のためにによるもの

水產試験場における中海のかき及びあさりの養殖が斃死により收入が挙ら

なかつたものと暖冬異変による寒天製造が予定通りできなかつたもの

等が主なるもので何れも減收

○二十年災害復旧耕地事業費補助金

○二十四年度土地改良事業費補助金

○二十三年度水害復旧耕地事業費補助金

○旱害恒久耕地事業費補助金

右の四項目は國庫財政上公共事業が繰延の結果減收

○予算見積過大

○義肢修繕所使用料

内△十一万七千円
内△十七万円
内△四万六千余円
内△三十万円
内△九万円
内△六十二万餘円
内△四万一千餘円
内△十六万六千餘円
内△四十四万三千餘円
内△三百二十七万四千餘円
内△二百二十五万餘円
内△十四万九千餘円

01064

01063

技術職員の採用ができるづ運営ができなかつたための減收

○家畜移出検査手数料

畜牛の縣外移出頭數が多かつたための增收

○羊毛委託加工料

○兔毛皮委託加工料

○繩糸試験手数料

○督促手数料

○土木建築設計手数料

○毛も自然增收

○医薬品配給費負担金

○保健所費負担金

○母子衛生費負担金

○傳染病予防費負担金

○衛生統計費負担金

○食品衛生取締費負担金

前記六項目は予算見積過大による減收

△二十一万一千餘円
△十四万一千餘円
△十萬円

五十三万円

△三十九万五千餘円

△十六万七千餘円

△二十万八千餘円

△二十五万一千餘円

△二十五万三千餘円

△十六萬二千円

01065

○保健所費寄附金

米子保健所の再建費の一部を翌年度に繰越したため保健所復興後援会寄附の繰延べのための減收

○屠畜検査手数料

自然增收

○衛生事業許可等手数料

△三十万円

内三十八萬円は保健所使用料に合算收入したるため六萬四千餘円は自然減收

△四十四万四千餘円

○麻薬取締費負担金

△五十六万三千餘円

第一、四半期より国の直轄事業に切替えられたのが主なる減收の原因

△五十七万一千餘円

○定時制高等学校費補助金

△一百七十六万五千餘円

夜間高校職員費は補助予定しあらざりしも交付を受け增收

○保護施設費補助金

△七十五万四千餘円

団が直接市町村へ交付したための減收

○農業生産資材対策費補助金

△五十万一千餘円

統制撤廃によるのと予算の見積過大による減收

○農業振興事業費補助金

△三十三万六千餘円

予算の見積り過大による減收

○商工協同組合指導費補助金

△十万円

国の財源事情による減收

01066

○貿易事業施設費寄附金

△十萬円

大阪において貿易品の展示即売会開催予定の処中止したための減收

△三十八万四千円

○農業災害補償費負担金

内十八万円は誤つて予算計上したためであり、二十万四千円は予算見積過大による減收

△一百六十二万九千餘円

○生業資金貸付金償還金

貸付せる業者の事業不振により予定通り回収しなかつたための減收

二百十二万六千円

○家畜類売払代

△五十一万三千餘円

主として畜産加工所、有畜営農指導所、縣下開拓組合貸付豚等家畜類の売払減少と下落に起因した減收

七百三十万六千餘円

○過年度收入

主として終戦処理關係工事の精算交付額と道路特別整理依託費及び蘭検定所生糸代金等による增收(この外未收十九万七千円)

○繩替金

△二千二百三十二万八千余円

米子博覽会経費立替金一千一百万円未收があり又各種資材が統制解除となりたため立替の必要がなくなつたための減收

○縣債費

借入予算議決ありたるも中央の不許可による減收(主として年次災害土木債及直轄河川改修費負担金引当債)

△二億二千一百三十六万八千円

01067

- 労事情況調査研究費補助金
- 労政教育啓蒙費補助金
- 地方労委員会費負担金
- 労働者負担金

前記四項目共國の財政事情により夫々交付金が減額され減收

△十九万八千円
△五十七万二千餘円
△三十二万七千餘円
△五十七万餘円

- 省営自動車分担金
- 道路損傷負担金
- 堤塘物揚場使用料

何れも道路修繕費の増額による自然增收(この外に道路損傷負担金で未收が一百三萬四千餘円ある)

△三十五萬九千餘円
△十六萬八千餘円

- 小売業者登録手数料

△二十九萬三千余円

- 当初推定していた、各種登録業者が増加したものと一部手数料を増額したための增收
- 児童相談所費負担金

△十七萬四千円
△十一萬八千余円
△十二萬五千余円

- 教護院費負担金
- 盲ろうあ兒施設費負担金

△十一萬五千余円

- 何れも精算補助であつて精算上の減收
- 重要物資需給調整費負担金

△二十一萬一千余円

01068

國の財成事情により削減され減收(その補填として登録手数料徴収が新に設定された)

- 追放者監察諸費負担金

△十一萬九千余円

- 予算見積過大による減收

△二十四萬七千余円

- 政治資金規正諸費負担金

△二十四萬七千余円

- 國の職員整理のため一名減員に伴う事務費の減額と当初計画時予算が摺めず見積過大になつていていたため

△十三萬六千余円

- 水産團体指導監督費補助金

△十六萬六千余円

- 職員の國の定数減員に伴なう事務費補助の減收

△十九萬一千余円

- 買收予定地審査委員会費補助金

△計画面積に対し地方審査部会の審査面積件数が予定より少なかつたため見積過大による減收

△十六萬六千余円

- 國の査定による減收

△十三萬一千余円

- 建設事業費補助金

△全額国庫事業であつて事務費を増額されたが時期的に予算措置を講ずることができず決算上の增收

△一百五十四萬二千余円

- 造林收入

△当初計画していいた造林処分が委員会開催等の關係で時期的に遅延し年度内施行ができなかつたための減收

△六百二十九萬九千余円

- 林產物検査手数料

△五十五萬六千余円

- 林業関係登録手数料

前記二項目は経済情勢の変動により一時林產物の取引が減退したのと一部統制價格の撤廃等により予定通り

の收入がなかつたための減收

○飲食營業許可手數料

予算見積過大

○府縣道改良事業費寄附金

戸倉峰改良事業地元寄附金の一部が詰合の纏らなかつたための減收

△十一萬二千余円

○漁港修築事業費寄附金

泊港修築事業の分で年度内に納入しなかつたための減收 (二十五年度初頭收納済み)

△五十六萬余円

○教育振興施設費寄附金

鳥取大学期成同盟会よりの寄附で当初予定通り寄附が得られなかつたための減收

△二百九十二萬余円

○社会教育費寄附金

芸能振興文化祭に当り入場税の一部を市町村より寄附予定の処一部事業の未施行による減收

△二十四萬七千余円

○公園施設事業費寄附金

大山国立公園協会より現物(建物)寄附による減收

△七萬七千余円

○屋外廣告物許可手數料

年度中途に條令が制定されたため期間的に施行ができ得なかつたための減收

△五十六萬余円

○漁獲物売扱代

縣水產試驗場の試驗船修繕のため漁獲期逸脱したため予定より漁獲がなかつたための減状

○入 場 料

△二十四萬八千余円

01070

文化祭に当り施行予定の一部行事の未施行と該事業の宣傳期間が短期間のため一般入場者が僅少のための減收 (この中米子市にて開催行事の入場料四萬余円の未收分を含む)

○食糧需給調整費負担金

国の査定による減收

△三十三萬四千余円

○造林獎勵費補助金

國の査定による減收

△三十五萬六千余円

○薪炭林施業改善指導補助金

○獵政諸費補助金

何れも國の財政事情により補助打切りによる減收

△二百十萬円

○開拓道路事業費補助金

これは当初の事業計画中効果的であり又見透しの明るい事業のみに國の方針が決り査定による減收
二十四年災害復旧費補助金
多里、萩原地区水路復旧事業の中、國の財政事情により一部翌年度に繰越しとなつたための減收
○國民貯蓄奨励補助金
全額國庫補助事業であるが國の都合により減額されたための減收
○造林獎勵費寄附金

○造林獎勵費寄附金

△十六萬一千余円

01069

の收入がなかつたための減收

○飲食營業許可手數料

予算見積過大

○府縣道改良事業費寄附金

戸倉峰改良事業地元寄附金の一部が詰合の纏らなかつたための減收

△十七萬九千余円

○漁港修築事業費寄附金

泊港修築事業の分で年度内に納入しなかつたための減收 (二十五年度初頭收納済み)

△一百七萬九千余円

○教育振興施設費寄附金

鳥取大学期成同盟会よりの寄附で当初予定通り寄附が得られなかつたための減收

△二十萬円

○社会教育費寄附金

芸能振興文化祭に当り入場税の一部を市町村より寄附予定の処一部事業の未施行による減收

△二十四萬七千余円

○公園施設事業費寄附金

大山国立公園協会より現物(建物)寄附による減收

△七萬七千余円

○屋外廣告物許可手數料

年度中途に條令が制定されたため期間的に施行ができ得なかつたための減收

○漁獲物売扱代

縣水產試驗場の試驗船修繕のため漁獲期逸脱したため予定より漁獲がなかつたための減状

○入 場 料

△二十四萬八千余円

鳥取縣公報

号

外

昭和二十六年一月二十二日

(第三種郵便物認可)

一九

01071

国庫打切りによる事業縮少のため予定通り寄附を要せなかつたための減收。△四十五萬円

○民有林施業案編成費寄附金
(縣森連)

その他に地方財政法第十四條による地方職員費の国庫負担金或いは事業の国庫補助金として交付された職員費の中で予算に比し多額交付を受けたもの又は尠く交付されたものが相当件数ある、一例すれば多額に交付を受けたものの中主なるものは一般統計事務職員費の八十五萬二千余円、保健所事務職員費の七十九萬八千円等があり減收の主なるものは農地調整事務職員費四十五萬三千円、防疫医及び防疫監理事務職員費十八萬六千円等がある。

(三) 調定せるも未收入となつてゐる主なるものは次の通りである。

(千円未満省略)

縣 稅	四千一百三十二万二千円
使用料及手數料	二十七萬八千円
道路損傷負担金	一百三万四千円
寄 附 金	六十一万円
辨償金及報償費	十万三千円
償還元金及利子	三百二十三万四千円
生産物売払代(工業試験場外)	七十三万二千円

01072

過 年 度 収 入	十 九 万 七 千 円
繰 替 金(米子博分)	一 千 一 百 万 円
そ の 他 の も の	十一万二千円
計	五 千 八 百 六 十 二 万 二 千 円

(四) 縣稅徵收狀況について

一、 縣稅の予算化の狀況

縣稅各稅目の予算化は各稅目の資料と徵稅の難易を勘案して年度内調定見込額の八〇%乃至九〇%額を予算計上のこととしているようであるが決算上の結果における(調定額対比予算額)主なる稅目についてその比率を見ると(別表第二号参照)縣民稅九七・三%地租九九・七%家屋稅九八%事業稅八五%入場稅九〇%不動產取得稅五七%遊興飲食稅一三四・五%となつており收入見込額(調定額)以上に予算額を見たもの即ち予算見積過大の結果となつてゐるものは遊興飲食稅であり予算額と調定額が略同一となつてゐるものは地租家屋稅等である、尙縣稅(獨立稅)の平均率は九〇%を示してゐるので約一割額予算過少に見積つたことになつてゐる。

二、 予算額に対する收入の狀況

(A) 予算額に比し增收している主なるもの(別表第一号表参照)

(一万円未満省略)

事 業 稅	一百五十万円
特 別 所 得 稅	一百三十九万円
入 場 稅	一百十二万円

01073

酒消費稅 二百九十三萬円
電氣ガス稅 三百七萬円

自動車稅 二百八十七萬円
不動產取得稅 九百八十七萬円

等でその他の稅目を合し

約二千三百八十六万余円

(B) 予算額に比し減收となつてゐる主なるもの(別表第一号表参照)

縣民稅 四百四萬円

地租 四十萬円

家屋稅 三十萬円

木材引取稅 二百八十八萬円

遊興飲食稅 一千三百八十四萬円

等でその他の稅目を合し 約二千二百二十一万余円

三、調定に対する收入の狀況

(A) 調定額に対し甚だしく未收額を生じてゐるもの

(一万圓未滿省略)

縣民稅	六百六十三萬圓
家屋稅	七十萬圓
事業稅	一千八百二十三萬圓

01074

入場稅 一百六十萬圓
鑛區稅 八十三萬圓
自動車稅 一百十七萬圓

不動產取得稅 三百六十九萬圓

木材引取稅 一百三十一萬圓

遊興飲食稅 五百三十八萬圓

(B) 縣稅(除配付稅)予算額及び調定額並に收入額の狀況

(一万圓未滿省略)

予算額	三億八千八百二十萬圓	調定額對比	八九・九九%
調定額	四億三千一百三十七萬圓	予算額同	一一・一二%
收入額	三億八千九百八十四萬圓	同	一〇〇・四二%

予算額	三億八千六百二十二萬圓	調定額對比	九〇・三七%
調定額	四億二千五百六萬圓	予算額同	一一〇・〇八%
收入額	三億八千七百八十二萬圓	同	一〇〇・四二%

次に現年度分前年度以前繰越分に分ちそれくの比率を示せば次の通りである。

(C) 現年度分予算額及調定額並に收入額の狀況

予算額	三億八千六百二十二萬圓	調定額對比	九〇・八六%
調定額	四億二千五百六萬圓	予算額同	一一〇・〇八%
收入額	三億八千七百八十二萬圓	同	九一・二四%

(D) 前年度以前繰越分予算額及び調定額並に收入額の狀況

01075

予 算 額	一百九十九万四千圓	調定額	六百三十一萬圓	調定額対比	三一・六%
收 入 額	二百二萬圓	同	同	予算額同	三一・〇%

当年度において調定したる年度出納閉鎖期迄に收入し得られなかつた所謂未收額は四千一百三十二万二千余圓であるが前年度たる二十三年度の未收額六百五十八万三千余圓に比すると六倍以上の多額の未收を生じてゐる訳である、想うに二十四年度以來今日に及ぶ間社会経済事情は漸次逼迫し各階層共に所謂金詰りの兆を見せつつあつたことが原因し税務担当者の並々ならぬ努力にかかわらず滞納額は益々増加し斯の如く多額の未收を残したものと推察される、この未收額の筆頭にあるものは事業税の一千万八百二十余万圓、次いで県民税の六百六十余万圓であるが、特に事業税についてはかなり多数の異議の申立があつて再審査の結果大小の減額更正をされてゐるにもかかわらず相当額の未收を出していることは遺憾と謂わなければならぬ。縣稅全般の調定に対する收入比率は九〇・四%であつて過去の二十一年度九八%、二十二年度九五・八%、二十三年度九七・一%に比較すると甚だしく低下してゐる、これは前述の如く社会経済事情の然らしむるところであろうが窮乏せる縣財政の健全化と縣政の圓滑なる執行を図る上において徵稅の合理化を図りこれ等未收を最少限度に止めるよう今後一層の奮起を希望致したい。尙最惡の情勢下税務職員の辛苦の程は推察されその勞を多とするものである。

01076

(第一表)

縣稅予算對比收入狀況調

科 目	現年度分			過年度分			現年度分			過年度分			現年度分			過年度分			現年度分		
	予 算	現 領	額	滞納	納	額	予 算	現 領	額	滞納	納	額	予 算	現 領	額	滞納	納	額	予 算	現 領	額
縣 稅	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓
獨 立 稅	三〇、七〇	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	三〇、七〇	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	一〇、一〇〇、	三〇、七〇	一〇、一〇〇、							
縣 民 稅	五七、一七、〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	五七、一七、〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	五七、一七、〇	一六、〇〇							
地 稅	三五、一五、一	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	三五、一五、一	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	三五、一五、一	一五、〇〇							
家 屋 稅	二〇、一八、四	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	二〇、一八、四	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	二〇、一八、四	一九、〇〇							
事 業 稅	一〇、八〇、四、〇〇																				
特別所得稅	三、四〇、六、七	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	三、四〇、六、七	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	一、三、五〇	三、四〇、六、七	一、三、五〇							
鑛 產 稅	四六、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	四六、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	四六、〇〇	一一、〇〇							
入 場 稅	三四、九九、〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	三四、九九、〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	三四、九九、〇	一一、〇〇							

01078

01077

01080

01079

(第一表) 稅稅目別徵收比率表

(五) 事務事業別に見て決算上著しく歳入欠陥を生ぜしめているもの (除職員経費)

○工業試験場研究事業

生産收入四百万五千円と紙検査手数料十万円を予算見積りをして運営したるも一百十六万一千余円を收入し差引二千九百十四万四千余円減收となつてゐる。これが補填として歳出二百五万一千余円の抑制調整したるものなお八十九万三千円の歳入欠陥を生じてゐる。尙この中の未収額七十二万余円を二十五年度に於いて殆んど收入しているようである。

○縣營牧場事業

生産收入予算額(割木の払下)二十万円は採算ならざるため全然收入とならず又入牧料も四万六千円の減收を生じてゐるが施設不完備の爲め入牧頭数が尠かつたためのようであるがこれ等に対し若干歳出面で抑制調整しているも、なお十七万六千余円の歳入欠陥を生じてゐる。

○農作物灾害基本調査

○農業共済團体定歎麥更事務指導

○農業共済保健講習会

前記三項目の国庫補助予算十八万円を誤つて計上したもののが全く交付されていないので歳出で幾分調整しているも結局十一万二千余円の歳入欠陥を生じてゐる。

○農產加工所事業

本所事業予算は一百十九万四千余円を以つて執行しているが製精機械設備の不充実と加工品の値下り等の關係もあつて十七万円の歳入欠陥(生産物売払代の減收)を生じてゐる。

01082

○商工協同組合指導事務

予定した国庫補助金は全然交付を見ず歳出抑制額四万六千円あるも結局五万三千余円歳入欠陥を生じてゐる。

○囁託登記事務委託費

登記事務の促進が極めて急を要した関係上全額国庫補助の内示を受けていたので執行したがその後年度末に到り国の財政事情により補助打切りの通知を受けたが既に予算執行済にて縣費喰込みとなり二百十万円歳入欠陥を生じてゐる。

○飲食業規正事業

特定財源である許可手数料が十一万二千余円の減收となり歳出で漸く一万四千余円を抑制調整してゐるが、尙万七千余円縣費の喰込みとなり歳入欠陥を生じてゐる。

○水產試驗場費

特定財源である生産收入が予定より四十六万余円減收し歳出面で三十三万七千余円を抑制留保してゐるが、尙十二万三千余円の歳入欠陥となつてゐる。

○勞政費

労働事情調査費補助金

減收

十九万八千余円

労働教育啓蒙費補助金

同

五十七万二千余円

労政諸費負担金

同

三十二万七千余円

地方労働委員会費負担金

同

五十六万九千余円

合計一百六十六万余円の收入減を生じてゐるが総体事業費は半額補助の関係上当然收入減額の倍額を抑制留保

すべき歳出面で一百七十二万余円留保しているが結局半額縣費負担額一百六十万余円の歳入欠陥となつてゐる。

○社会教育委員会費

縣文化祭事業費の特定收入である入場料寄附金四十九万五千余円の減收に対し歳出面で十六万九千余円抑制しているので差引三十二万六千円の歳入欠陥を生じている。以上の如く事務事業別に見て歳入欠陥を生ぜしめている主なるものは概ね十二件五百六十五万円であつて二十三年度のそれに比較すると收支の均衡面に余程注意を傾倒してきてることが窺われ欣ばしい。縣財政の窮屈しつゝある折柄今後この点に注意して事務、事業の執行を図られんことを希望する。

(六) 歳入関係審査の結果による注意事項

一、國庫負担金及び補助金等受入対策について

國庫負担金及び補助金等は概ね四半期に分ち交付を原則とされているようであるが実情は兎角第三・四半期以降に遅延し交付されているものが多く見受けられるので、關係者はその過程において早期交付を受けるよう努力その筋へ接衝し以て事務事業の効率的にして円滑なる執行を図られたい。尙年度中途に年度末近くにおいて減額交付されたり繰延べ或いは打切られているものも可成多く從つて事業も中途半端となるので中央との緊密なる連絡を得て確實收入に留意されたい。

二、歳入予算適正化について

國庫補助金及び負担金その他寄附金、生産收入、使用料及び手数料等特定財源となる歳入予算はややもすると過大に見積り予算化しているものが見受けられる。又中には收入不確実のものもあつたりしてそれ等が減收

となつた場合既に当該歳出予算は執行している關係上欠陥を生じている事務事業も見られるので收支予算の適正化については嚴重留意すべきである。

三、國庫負担職員費收入予算額の適正化について

地方財政法第十四條による多くの事務事業國庫負担職員費の收入予算が国の基準定率により交付されるので際交付される額より過大見積りとなつていているものが多いので健全なる予算上から謂つても適正額を計上するよう留意すべきである。

四、使用料及び手数料並に生産收入の未収について

これら料金の調定後の未収は左記の如く僅少額ながら相当数あるがこれ等の性質上許可、認可書交付或いは現物受渡の際に收納すべきものであつて未収として残すことは適當でない。特にこれら兎角翌年度へ繰越調定洩となる懼れもあり又容易に徵收が出来得ないこととなるからである。もつとも保健所使用料並に診療所使用料は国民健康保険組合よりの払込みが二、三ヶ月程度ずれ関係もあり已むを得ないものと認む。

記

金五万二千五百九十九円

金一千九百七十円

保健所使用料
診療所使用料

金十三万九千七百二十三円

堤塘物揚場使用料
道路占用料

金七千八百七十四円

金一万七千六百三十七円

土木建築設計監督手数料
林業關係登録手数料

01085

金一万一千七百円

金七千五百円

農產品販賣業者登錄手數料
飲食營業許可手數料
肥料營業免許手數料

金二百円

金七十三万二千一百十九円

生產物免拏代

計 一百一万五百二十二円

五、收入事務その他のについて

(1) 歳入金受入予算科目の更正が多いが特に各種職員費、負担金と事務、事業費負担金の間に目立つてそれが多い。当初の受入処理の際注意すべきである。

(2) 歳入調定元帳を以つて收入簿を兼ねているが適当でない。会計規則による收入簿の設定をなし厳格に記帳すべきである。

一般會計歳出

當初予算額	二十四億三千九十六万円
追加更正予算額	三億八千五百二十四万二千六百五十四円 (七、八、九、一一、一二、二、三月七回分)
予算額現計	二十八億一千六百二十万二千六百五十四円
決算額	二十一億一千五百四十二万六千五百七十六円五錢
差引残額	七億七十七万六千七十七円九十五錢

01086

翌年度事業繰越額 六百十九万六千三百四十五円

差引不要額 六億九千四百五十七万九千七百三十二円九十五錢

右の不要額は実質上の残余額でなく

(一) この不要額の内容を検討すると

(1) 災害土木復旧費 五億五千八百万円

等の如く年次継続事業費を一括予算計上し機械的に不要額となつたもの。

(2) 各種事務事業に対する国庫補助及び負担金が国庫財政上未交付又は減額され勢い事業の年度繰延べ或いは打ち切りとしたものとか又はその他の特定財源の見積過大に伴う減收により歳出の執行を困難に陥らしめて徒らに不要額としているもの。

(3) 執行すべき予算を不執行としているもの或いは年度内に執行困難のため翌年度へ財源繰越をして一応不要額としているもの。

(4) 議決された事業予算で起債不許可になつた爲め支出を繰延べたもの(千代川、天神川改修並に災害復旧負担金、境港修築事業費負担金等一千四百十七万余円)

(5) 予算化したる諸物資繰替金が物資の統制解除のためその必要がなくなつたもの(一千一百四十万余円)
生産收入等が予期通り揚らなかつた爲め支出を抑制せざるを得なくなつたもの(工業試驗場二百五万円、種畜場及び附属機関一百三十四万円、水產試驗場六十万円等)

等が相当額あつて当年度内に於ける実際上の歳出不要となつてゐるものは前記「剩余金を生じた主なる原因の(B)項及び(D)項」に列記のものである。

(二) 歳出予算額で著しく不用額を生じてゐるもの

(一千円未満省略)

○縣職員費 六百七十七万一千余円

主なる理由は職員の欠員不補充と恩給及び退隠料の予算見積過大による。

○河川費 五百二十四万七千余円

主として千代川、天神川等の直轄河川改修費並に同災害復旧費の縣負担金がその財源引当の起債が不許可になつた爲め國庫への納入延期したためである。

○港湾費 九百三万余円

境港修築事業負担金であつた河川費同様の理由による。

○災害土木費 五百五十九千八百四十八万二千余円

二十二年災害、二十三年災害、二十四年災害復旧事業費の継続年度分を一括予算計上したため次年度以降の事業予算であつて空財源のもの。

○土木諸費 五百六十三万五千余円

主として土木資材立替金であつて資材の統制撤廃に伴う不執行額。

○教育委員会費 九十七万余円

委員会事務職員、學校職員の年末手当に対する予算見積過大。

○小學校費 六百十三万九千余円

○中學校費 三百七十七万八千余円

兩者とも教職員の欠員不補充に原因したる不要額であるがこれは定員定額決定が年度中途になつたためと又國庫負担金收入との関連性により計画経理が困難だつた爲めの様である。(國庫負担金の減收額引当となつた額がこの中六百八十六万余円、不執行額が三百五万余円の結果となる)

○高等學校費 一百四十万八千余円

教員欠員不補充による不執行額

二百五万五千余円

○定時制高等学校費

六百十五万五千余円

時間講師が地域的の關係で採用困難の爲め不執行額

○教育諸費用

教員検定の受檢者がなく手數料收入なきため不執行額七十万五千余円と職員共済組合交付金の予算見積過大によるもの一一百五十四万二千円鳥取大学の現物(備品購入)寄附を翌年度え繰延べたもの九十六万七千余円同寄附受入未済のため歳出不執行のもの二百九十二万円が不要額の主なものである。

○恩給費 二百四十万九千余円

予算見積過大

○保護施設費 一百七十六万五千余円

市町村保護施設費補助を国より直接市町村え交付されたため

○引揚同胞援護費 二百一萬八千余円

生産貸付金償還金の回収率が悪かつた爲めと中央よりの交付金の減額による歳出不執行額

○住宅費 三百二十三万九千余円

主として資材立替金にして統制撤廃により立替不要となつたための不執行額

○勞政費

二百二十二万六千余円

○保健所費

四百一萬二千余円

米所保健所再建工事費の翌年度繰越額三百六十五万余円にして他は国庫負担金の減收に伴う抑制と自然残余額

○傳染病予防費

二百七十八万一千余円

予防接種立替金二百五十六万余円が接種中止に伴い立替の必要がなくなつたためと他は国庫補助及び負担金の減少に伴う抑制額

○鼠族昆虫驅除費

七十五万余円

査定の結果市町村の事業実績が挙がつてない爲め予定より市町村補助額が減少したためなお国庫補助は予算より六万九千余円増額交付を受けているも予算化していない。

○藥務取締費

五十七万三千円

麻薬取締事務が国直轄となり国庫負担金の減收と事業国庫負担金及び薬品購入立替金の見積過大による。

○畜産業費

二百一十二万四千余円

内訳

△溫泉利用畜産加工所費

八十二万六千余円

生産收入委託加工手数料等の減收に伴う抑制額

△家畜傳染病予防費

四十四万五千余円

01099

△國庫補助、家畜移出検査手数料並に家畜保険所使用料等財源の減收の爲め不執行額

△種畜場費

二十四万九千余円

△有畜營農指導所費

二十六万八千余円

何れも生産收入及び家畜売払代等の減收に伴う抑制額

等であつて他の各事業費目のもの（四十三万六千余円）は何れも国庫補助或いは特定收入の減少とか自然残余のものである。

○林業費

一千六十一万五千余円

内訳

△縣有林費

七十四万二千余円

△造林獎勵費

六十万余円

△國庫補助金の減額による執行減

一百九十四万一千余円

△公有林野分收造林費

五百三十二万三千餘円

△造林收入減による執行減

一百九十四万一千余円

△民有林施業案編成費

事業の一部を翌年度え續越したため

△林產物検査費

五百三十二万三千餘円

01091

検査手数料の收入減に伴う執行減

△林業關係登錄費

五百四万三千餘円

登錄手数料の收入減に伴う執行減

が不要となつた主なるものであるが外に他事業経費自然残餘として二十九万餘円ある。

○商工業費

二百七十九万九千餘円

工業試驗場費の二百五万一千餘円は生産收入減少の爲めの抑制額であつて他は国庫補助その他の減收に伴う抑制留置のもの或いは自然殘餘のものである。

○物資調整費

九十八万六千餘円

重要物資需給調整費は二十五年度に財源がないため事務の執行経費に充當のため財源繰越した九十七万円が主なるものである。

○開拓事業費

五百五万一千餘円

△買收预定地審査委員会費

三十一万五千餘円

△開拓財產處理費

九十四万八千餘円

△地区開拓計画が予定通り進捗せず事業の一部を翌年度え繰越となつたため

△建設事業費

四十八万九千餘円

計画していた耕地の買收が地元より提供によるものと又揚水機を國が直接購入したため

01092

△資材斡旋費

五十四万三千餘円

統制解除により餘り資材の斡旋なく繰替を要しなかつたため。

○開拓地電化施設費

七十一万一千餘円

事業の一部が翌年度に繰越されたものと自然殘餘額

△二十四年災害復旧費

一百十萬一千餘円

國の財政上事業の一部が翌年度に繰越となり國庫補助の減額されたため。

右が主なるものでその他九十四万四千餘円の不要額は他事業の國庫補助減收によるもの或いは特定財源である家畜売払代の收入減等により夫々歳出で抑制留保しているものがあり又自然殘餘を生じているものも若干ある。

○耕地事業費

一千九十六万八千餘円

内訳

△農業土木調査費

四十七万三千餘円

公共事業費国庫補助減收に伴う不執行額

△二十年災害復旧耕地事業費

三百六十萬三千餘円

△二十四年度土地改良事業費

三百七十萬四千餘円

△二十三年水害復旧耕地事業費

二百三十五萬一千餘円

△旱害恒久耕地事業費

四十九万四千餘円

貸付償還金予算三百萬円に対し回収額一百三十七萬餘円で回収率が悪いので回収の指導勧奨して活潑なる回転を図らしむべきである。

(備考)二十五年八月末現在貸付総額四千一百七十五萬餘円。二、二九一件

○義肢修理事業

二十四年度では技術職員を得られなかつた關係で事業が餘り推進されていない、予算二十七萬餘円に対し執行額七萬円、不執行額二十萬餘円である。

○各種教育費

小中学校職員費三百五萬餘円、高等学校費一百四十萬餘円、定時制高校二百五萬餘円、夜間高校費二十六萬餘円、特殊学校費七八八萬餘円、通信教育費二十萬円等夫々歳出予算不執行額をしており加えて定時制高校費に七十五萬餘円、特殊学校費に八十一萬餘円を予算額以上に国庫補助増配を受けていながら何等予算的措置がないと謂つた状況である。この原因は大部分が教職員の欠員補充をしなかつたためと予算經理の拙劣と謂つた点が窺われる訳である。元來教員定数の増加が云々され又教育費の寡少が論議の的となつてゐる際これ等不執行額を出してゐることは眞に遺憾であつて今少し予算經理に計画性をもち且教育行政に遺漏のない様努力を希望する。

○觀光施設事業

本事業には五十七萬五千餘円の予算を見ているも觀光連盟え四十萬円、山陰線電化促進期成同盟に十萬円補助したる外は縣自体としては餘り活潑に活動していない。縣自体としても今少し經費を予算化し關係團体と協力し施策の実施が望ましい。

改

○特選牝馬検査事業

本事業は十八萬餘円の僅少予算であるが予算化したる蕃殖優良馬育成奨励による優良馬交付金も交付せず検査事業も縣畜産連合会に委任している等馬産奨励は餘り活潑でない。今少し予算化して活潑なる施策が望ましい。

○温泉地利用畜産加工所事業

二百九十九万八千餘円（人件費を除く）の予算を以つて運営されているも八十一万六千餘円の不執行を生じているがこれは委託加工料或いは生産物及び家畜類の売払代收入が予期通り收納されず合計七十八万七千餘円の減収を生じてゐるため勢い事業縮少の結果になつてゐる。元々獨立採算を探つてゐる本所運営は不可能に近いものがあるやに認められるがしかし運営面にも工夫研究し振興に意を用うることが緊要である。

○農業生産計画調整

○農機具鑑定事業

前二項経費予算、前者は十五万円、後者は十一万円の僅少額で殊に後者の場合四万四千円を不執行にしている等事業は名目に過ぎざるものがあり今少し予算化し強力に推進せしむべきである。

○農業共済團体事業

市町村組合え八百十萬円、縣連合会二百十四万円、家畜共済え一百六十四万円等多額の國庫補助を交付されてゐるにも不拘組合の実態は健全ならざるものがあるがこれ等を有効使用せしめ強力なる組合の指導育成に努力の要を認める。

○保健所費運営事業

鳥取、倉吉、智頭の三保健所が昇格し定員増加のため國庫負担金七十九万八千餘円増配されて居るもなお歳出

01097

で七十六万一千餘円（含職員費）の不執行しているのは適当でない。医師の採用困難の点は認めるもその他の職員と共に早急充足し活動の活潑化を図るべきである。

○診療所運営事業

山守、池田の縣立診療所は診療料の收入を得て漸く獨立經營はなしていが當年度は國民健康保険料の滯納により運営に困難を極めている状況である。地元村営移管は不可能としても地元村の經濟的負担協力を得て円滑なる運営と施設を完備した診療所とすることが急務と認められる。

○地下資源調査研究事業

五十万円の経費を以つて調査したるもその後の施策を推進せしむることが緊要と認める。

○地区開拓計画事業

本年度は事業の一部を各地方事務所に委嘱しその促進を図つたが当初予定した通り事業が捲らず年度一杯かゝつたため夫々関連性のある他事業に影響し從つて開拓財産売渡事務及び開拓地取得事業等一部事業を已むなく翌年に繰越していが今後一層努力を要すべきである。

○家畜増産奨励事業

開拓地における家畜の導入及び増産奨励事業として当初國の助成十一万円と同地における縣貸付豚の生産收入を見込んで事業費四十万八千円計上したが、國の助成減六万五千円と予定より仔豚の生産が少かつたため十八万九千円の減收を生じたために歳出面で二十六万三千円を抑制留保し実行額は十五万五千円であつて事業は余り活潑でない。關係入植者に対する家畜の増産指導に一層努力が望ましい。

○農地交換分合事業

年度中途よりの新規事業であつてその総体経費は僅か縣費三万余円でこの内殆んどが人件費を賄つていて事業としては只かけ声のみの程度で終つてゐる。

○水產製品検査事業

本事業の特定財源は検査手数料で（職員費四十四万三千円、旅費その他事務雜費七十五万六千円）賄つており検査員五名を縣下各地区に夫々常置し検査の厳格を図つてゐるが五名の検査員では末端検査ができず未検査品が市場に流されているようであるが特定財源のみに依存せず最少限の一般縣費を充当し検査陣容の強化を図り嚴重検査の要を認む。

○鮮魚介増産出荷奨励事業

特定財源である荷受機關からの寄附金五万円を見込んで事業費六万一千円を計上したが價格統制撤廃後等の關係上寄附金が收入されなかつたため事業を不執行としているがこれが増産出荷奨励は業者の死活問題であり今後引継ぎ強力に行うべきである。

○水產團體指揮監督事業

縣下漁業協同組合の育成指導事務費として十二万七千円を計上して事業の促進を図つたが國の助成減額により五万二千余円を不執行としているが僅か七万円程度の経費では充分な指導もでき得ず終つてゐるが縣費増額により現今行詰の漁業經營不振の打開のため組合育成指導強化に一層努力の要を認む。

○漁礁施設事業

本年度事業中一部（東村分）が地元組合の資金難と又時期的に工期が遅れたため縣費助成をしなかつた様であるが地元業者の熱意と当局の指導が必要と認められる。

01099

○民有林施業案編成事業

国の半額補助事業であるが一部事業費負担分の財源的見透し困難のため年度後半に到り漸く予算措置を講じたが、既に冬期間となつた關係上年度内に事業を執行せず、事業の一部を翌年度に繰越しているが早期に対策を樹て年度繰越しすることなく執行すべきものと認められた。

○公有林野分收造林事業

○縣有林事業

特定財源である造林收入が予定より減收したため分收造林の除伐手入管理面において夫々事業分量を縮少し又同様造林收入を財源とする縣有林事業費中特に縣有林権利購入事業を縮少しているが治山治水上必要なる公有林野の購入は他に財源を求めて執行すべきものと認む。

(四) 歳出關係審査の結果による注意事項

一、予算更正措置について

予算執行中年度中途において國庫補助の減收その他諸收入金の特定財源の減收により事業の中止或いは繰延べしているが予算の更正措置も講ぜずこれをその儘放任し徒らに不要額として決算されることは議決された予算を輕視されることとなり適当でない。今後前記事由の生じた場合は直ちに予算更正措置を講じ適正決算とすべきである。

二、予算編成基礎の適正について

旅費、需要費等は一応一定の基準により編成されているのであるが補助負担金及交付金中にはその補助交付の性質に適合しないと思われるもの或いは不要額として不執行のもの等があるがその編成に當り適正なる資料にすべきである。

01103

三、予算の計画執行について

特定財源による事業の歳出予算執行は概ね財源の收入狀況と睨み合せ調節しているが兎角主務課本位に陥り出先機関に対する年度末に一時に多額の予算を配付される傾向にあるので今後の予算執行に際しては一応の年間計画を樹て適期に令達し事務事業を計画的円滑に執行せしめるよう配意が必要である。

四、予算流用の処理について

各費目予算流用中には知事の定めた流用禁止費目にもかゝわらず流用されているもの或いは不適当の流用も見受けられたので今後注意すべきものと認む。

五、食糧費の節減について

食糧費の節減について逐年節減されて來ているが決算面から見て未だ節減の余地が見受けられる。殊に中央官庁係官その他の接待費に縣側出席員数が多數であるので最少限度に止め節減を図るよう留意されたい。

六、出張旅費適正支出について

出張は合理的日程に意を用い旅費の支出は一層有効適切に使用すべきものと認む。又多數の職員が一時に上京するとか或いは身分所属外の経費を徒然に支出しているもの等見受けられたが経費の節減と適正支出に留意すべきである。

七、冗費の節減について

事務的諸経費の節約については機会ある毎に注意を喚起して來ているのであるが決算上から見て未だその節減余地が見受けられる。譬えば市外通話料等殆んど至急、特急報であつたり、又年度末に到り不急不要品と思わべきである。

00001

れるものゝ購入等が見受けられるが縣の財政事情を良く認識して一段と冗費の節約に努められたい。

八、支払事務手続の嚴正について

本府各課執行の支払書類は代決が非常に多く甚しきは事務担当者が所属課長の代決している事例がかなり多い。支出手続上においては相互牽制策が必要であり且検証し合うことにより事故発生の未然防止ができるのでこれが徒らなる代決は眞に己むを得ざる以外は避けるよう是正すべきである。

九、縣財産並に備品の保全管理について

本府各課並に出先機關において盜難火災の事故が頻發の傾向にあるので施設建物設備等について一層細心の注意を払うべきである。特に縣有物件の貸付或いは備付備品の出納保管等は一層嚴重に取扱いその責任所在を明確にし置くことが緊要である。

一〇、消耗品その他物品の購入は各課で夫々多額を購入しているのであるが共通的のものは一括購入し保管して置きこれを夫々必要に応じ交付すれば年間には相当額の経費節減が図られるものと思料されるので今後の研究を望む。

一一、支出金中その内容手続支出科目等につき指摘すべきものは概ね次の通りである。

(A) 定年退職者及転勤のための退職者に対し別途事務事業費で慰労金支出しているのは適当でない。

(B) 土木費道路修繕事業費中特定收入の見透し困難のため事業費(賃金)を以つて支出を抑制留保しているが、他費目により留保すべきである。

一二、事業の繰越し或いは財源を翌年度へ繰越したもの(前記決算の状況参照)が相当額あるがこれ等は只單に財政当局の内諾を得た程度のものゝ様であるが懸念するに付し徒らに不要額

00002

とせず当決算書翌年度繰越欄に明確に掲記すべきである。

一三、資金の前渡拂制と精算について

年慶内の資金前渡額並に件数は非常に多くしかも精算が著しく遅延していく甚しきは前年七月に前渡した者のを出納閉鎖ぎりゝ迄精算を怠慢しているものであるようである。資金の前渡は地方自治法に規定されている以外のものは前渡しない様留意すると共に速かに精算せしめる様措置すべきである。

特 别 会 計

歳 入
(災害救助基金外十二会計)

予 算 額	一億六百十一万六千七百二十五円
決 算 額	一億六百十一万六千七百二十五円
差 引 減 収 額	一億一百七十八万九千二百一円三十四錢
歳 入 歳 出	四百三十二万七千五百二十三円六十錢

歳 入

予 算 額 一億六百十一万六千七百二十五円

決 算 額 九千九百三十九万九千七百七十七円八錢

差 引 残 額 六百七十一万六千九百四十七円九十二錢

歳入歳出決算額差引残額(翌年度繰越額)二百三十八万九千四百二十四円二十六錢

内 訳

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引残額
	歳	歳	(翌年度繰越額)
災害救助基金	一、七八三、零〇一、〇	一、七五三、三三、五〇	二、一九、三
男女青少年團体事業獎励金	〇	〇	〇
教育資金	三〇四、七〇一、〇四	三五九、三一、〇〇	二、四〇、〇四
就学奨励資金	二、四九、六	二、四九、六	〇
学校生徒獎励資金	一、三〇九、五五、四	一、一七七、五九、三	三、〇六、一〇
縣立實業學校實習費	五、七〇五、〇七、六	四、〇三、九一、八	一、六三、一六、三
印刷事業費	一、一〇四、五三七、四	一、一〇四、五三七、四	〇
畜牛增殖獎勵事業費	一、〇四、四七、八	一、〇四、四七、八	〇
自作農創設維持獎勵資金	九五三、〇四、九七	一、七九、六〇、四〇	五、二四、三
無畜農家解消事業費	三、〇九、六八、四九	二、六九、六八、三	一、七九、八〇、二
縣立中央病院事業費	三、六八、三三、三五	二、六九、五三、〇〇	四、五、六九、六
競馬事業費	一、一四、三六、〇〇	一、一四、三六、〇〇	一、三、九一、三
減債基金	一〇、六九、三〇、一四	九、三九、七九、〇八	九、四七、九
合計	一一、九九、三〇、一四	一一、九九、三〇、一四	〇

各特別会計災害救助基金外十二会計共何れも正確に決算されているものと認めた。その中主なる会計の審査結果特に掲記すれば次の通りである。

一、災害救助基金会計

二十四年度災害救助法による発動事件は神戸村の大火及び倉吉町振興工業会社寄宿舎の火災による二件であるが、これが救助交付額は三十二万余円（神戸村分十七万九千余円、倉吉分十四万一千余円）更に神戸村えは備蓄衣料帳簿價格一万七千余円を救済用品として交付している。尙当年度はこれが法定積立金額（五百万円）に達していないので一般会計よりの繰入金を以つて支弁している。

一、男女青少年團体事業獎励資金

一、教育資金会計

一、学校生徒獎励資金会計

(1) 事業收入減收一百三十二万余円あるが、十三年度繰越金增收九十四万一千余円あるので差引減收三十六万九千余円あるに対し歳出各費目で二百四万一千余円抑制留保してて差引百六十七万三千余円の剩余金を得ている。
(2) 前記歳入事業收入の減收並に歳出を相当額抑制し不執行しているのは一般業者の影響も顧慮し事業を最少限度縮減したものと推察される。

一、印刷事業会計

前記の三会計共に財源なく予算額は極めて僅少額にして又基本財産も僅少のため全然事業は執行せず昨年度決算審査その他の機会に當方より三会計合併方勸奨の結果二十五年度において学校生徒獎励資金に合併し今後の活動方針を研究中の様である。

00005

(3) 剰余金一百六十七万三千円は二十五年度へ繰越されているがこれは事業の拡充費に充てず同印刷所事務室、宿直室、食堂、便所等の改築及び家屋々根葺替経費に充て職員の厚生施設に使用計画を爲している。

(4) 一般会計の繰出金は四万円の少額である。

一、県立中央病院事業会計

(1) 予算総額二千四百三十二万余円であるが歳入予算に比し減收額二百二十五万余円ある。これは殆んどが病院使用料（診察料）の減收額（未収繰越分四十八万三千余円を含む）で小兒科、婦人科等医長欠員補充困難に伴う事業縮少と見られるので今後善処が必要と認む。

(2) 歳入中一般会計からの繰入金三百四十七万三千余円を收入しているが、これは医師用公舎土地・建物購入費一千五百十万余円と日本医療團へ支払の交付公債費（元利金）一百六十六万六千余円（含公債証書印刷費二万円）に充当財源であるが結局公債費充当分三十万七千余円を予算見積過大視して一般会計より多額繰入過ぎているので二十五年度において該金額を繰戻すべきである。

(3) 總債六百万円を借りているがこれは病院拡充費（病棟改築）に充当のものである。

(4) 病院使用料（診療料）四十八万三千円の未収を生ぜしめているがこれは町村国民健康保険組合支払が二ヵ月程度ズレた結果によるものであり已むを得ないと認めた。

(5) 前記の如く歳入減收額二百二十五万余円に対し歳出抑制による執行減三百六十八万余円で調整しているので四十二万九千余円の剰余金を得てあるが(2)項の一般会計へ返済する三十万七千円差引けば実質的剰余金は十二万二千円である。

一、畜牛増殖奨励事業会計

00006

歳入中貸付牛使用料予算に比し減收額は八十三万二千余円あるがこれは生産の不合格牛が予想外に多かつたことが原因しているものゝ様であるがこれが減收引当として施設費（種牡牛購入費）予算額九十万円中六十一万余円の抑制不執行にしていることは事業不振と謂わなければならぬ。本縣畜産振興の爲め一層の努力を希望する。

(第1表) 歳入決算額比率表

科 目	歳入決算額比率表	
	総予算額に対する収入比率 元、萬、%	調定に対する収入比率 元、萬、%
一、 縣 稅	二、五、九	二、五、九
二、 公企業及び財産收入	〇、七	〇、七
三、 分担金及び負担金	〇、〇	〇、〇
四、 使用料及び手数料	二、六	二、六
五、 国庫支出	八、四	八、四
六、 寄附	一、三	一、三
七、 繰入	九、三	九、三
八、 繰越金	一、一	一、一
九、 雜收	四、四	四、四
一〇、 縣	二、九	二、九
計（平均）	七、〇	七、〇
	八、七	八、七
	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
	五、九	五、九
	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
	三、七	三、七
	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
	一、七	一、七
	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
	〇、七	〇、七
	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇

(第二表) 歳出決算額比率表

科 目	歲出 費 用	總予算額に對する支 出比率	當該科目予算額に對 する支出比率	總支出額に對する支 出比率	備 考
一、議 會		0.7%	0.7%	0.7%	
二、縣 府	八、三 〇、九	0.6%	0.7%	0.6%	交、西
三、警 察	五、九 〇、六	0.5%	0.6%	0.5%	鹽、大
四、土 木	三、七 一、七	0.4%	0.5%	0.4%	公、三
五、教 育	一、三 一、三	0.3%	0.4%	0.3%	老、毛
六、社會及 び労働施設	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
七、保 健	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
八、產 業	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
九、財 產	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一〇、統 計	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一一、選 舉	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一二、公 債	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一三、諸 支 備	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一四、予 備	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一五、諸 費	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一六、薪 金	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一七、旅 費	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一八、報 費	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
一九、職 員	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二〇、給 料	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二一、薪 手	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二二、退 還	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二三、借 款	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二四、耗 料	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二五、燃 料	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二六、消 耗	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二七、交 通	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二八、報 紙	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
二九、雜 費	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三〇、恩 給	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三一、及 其	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三二、手 續	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三三、費 用	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三四、費 料	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三四、費 金	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛
三四、費 費	一、三 一、三	0.3%	0.3%	0.3%	老、毛

00093

(第三表) 費目別支出額比率表

(千円未満省略)

番 号	科 目	金 額	決算額に對する百分比	備 考
一	計 (平 均)	五、四 一、四	100.00	
二	吏 給	三、二 一、二	60.0%	
三	旅 費	二、一 一、一	33.3%	
四	報 費	一、三 一、三	33.3%	
五	職 員	一、三 一、三	33.3%	
六	手 續	一、三 一、三	33.3%	
七	費 用	一、三 一、三	33.3%	
八	費 料	一、三 一、三	33.3%	
九	費 金	一、三 一、三	33.3%	
一〇	費 費	一、三 一、三	33.3%	

00099

0001

00011

	内食糧費	事業費	内賃費	修繕費	原物料費	補助獎励金及び負担金	其の他の内恩給及び退隱料	内賃費	修繕費	原物料費	補助獎励金及び負担金	其の他の内恩給及び退隱料	内賃費	修繕費	原物料費	補助獎励金及び負担金	其の他の内恩給及び退隱料	内賃費	修繕費	原物料費	補助獎励金及び負担金	其の他の内恩給及び退隱料			
昭和二十六年一月二十二日印刷																									
昭和二十六年一月二十二日發行																									
鳥取縣公報	(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可	發行者	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	鳥取縣鳥取市東町	印刷所	
100%	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	
	西、七、六一	西、九、三	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	西、五、三六	
	事業費に対する比率	一九、三三%	五、三六%	九、六九%	三、三三%	一、六、三三%	二、一〇四%	一、三、三三%	一、八、三三%	一、一、一〇四%	一、四、一七%	一、〇、九〇%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%	一、一、一〇四%

昭和二十六年一月二十二日印刷

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 發行者

鳥取縣鳥取市東町

印刷所